

20211112【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その76：「COVID-19 対応のための警戒レベル・システム」の全国にて実施）（11月11日発表）

【ポイント】

11月11日、フィリピン政府は、「COVID-19 対応のための警戒レベル・システム」をフィリピン国内にて実施（対象地域の拡大）することを発表しました。

【本文】

1 11月11日、フィリピン政府は、「COVID-19 対応のための警戒レベル・システム」をフィリピン国内にて、以下のとおり段階的に実施することを発表しました。

2 ビサヤ地域においては、東ビサヤ地域が11月12日から実施されることとなりますが、その他の中央ビサヤ地域及び西ビサヤ地域においては既に実施されています。

3 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）（決議第148-C号（COVID-19 警戒システムを全国で実施）

<https://mirror.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/11nov/20211111-IATF-Resolution-148C.pdf>

大統領コミュニケーション・オペレーション・オフィス（PCOO）（COVID-19 警戒システムを全国で実施）

[https://mirror.pcoo.gov.ph/news\\_releases/govt-expands-implementation-of-covid-19-alert-system/](https://mirror.pcoo.gov.ph/news_releases/govt-expands-implementation-of-covid-19-alert-system/)

（問い合わせ窓口）

在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：（市外局番 032）231-7321

FAX：（市外局番 032）231-6843

ホームページ : [https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在フィリピン日本国大使館

住所 : 2627 Roxas Boulevard, Pasay City , Metro Manila

電話 : (市外局番 02) 8551-5710

(邦人援護ホットライン)(市外局番 02) 8551-5786

FAX : (市外局番 02) 8551-5785

ホームページ : [http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在ダバオ日本国総領事館

住所 : 4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City  
8000

電話 : (市外局番 082) 221-3100

FAX : (市外局番 082) 221-2176

ホームページ : [https://www.davaoph.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.davaoph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)